

板橋区教育会補助金交付要綱

(平成11年4月28日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区教育会（以下「教育会」という。）に対する補助金の交付について必要な事項を定め、教育会の自主的かつ健全な運営を確保し、小学校教職員の円滑な教育研究活動を支援するとともに教職員の資質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる事業は、教育会が行う研究会、研修会等で小学校教職員の資質の向上及び小学校相互の連絡調整を目的とする事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費の一部又は全部とし、毎年度予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 教育会が、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を区長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請書には、収支予算書及び事業計画書を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、補助金を交付すべきか否かを決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書により、教育会に通知するものとする。

(収支予算、事業計画の変更)

第6条 教育会は、交付決定通知書を受領した後、収支予算又は事業計画を変更するときは、補助金交付決定額変更申請書を、区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第7条 区長は、教育会が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を事業計画以外の用途に使用したとき。

(2) その他補助金の交付決定の内容又は、これに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、既に補助金が交付され額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた教育会は、区長に補助金請求書を提出し、補助金の請求をする。

(補助金の交付の方法)

第9条 区長は、前条に定める請求により補助金を交付する。

(補助金の実績報告)

第10条 教育会は、補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、遅滞なく実績報告書に収支決算書及び事業報告書を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 区長は、前条の規定により実績報告があったときは、当該報告にかかる書類を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し確定通知書により教育会に通知するものとする。

2 区長は、前項に定める審査の結果、適当でないと認めるときは、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(状況報告)

第12条 区長は、補助対象事業の進捗状況について、必要あるときは教育会に報告又は、関係書類の提出を求めることができる。

(その他の事項)

第13条 この交付要綱に定めのない事項については、「東京都板橋区補助金等交付規則」(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

付則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。